

駐車場賃貸借契約書

令和 年 月 日

賃貸人 (宗)カトリック横浜司教区甲府カトリック教会 代表者 芹沢 博仁
(登録番号 T4020005000881)
400-0032 甲府市中央二丁目7番地10号 TEL 055-237-2531

賃借人(氏名)
(住所) 〒

(携帯)

1. 場 所 〒400-0032 甲府市中央二丁目7番地10号
甲府カトリック教会 月極有料駐車場 番
2. 車 両 車名 車両番号

(特約)登録車以外の無断駐車は厳禁、変更時は要連絡

3. 賃 料 1ヵ月 8,800 円 (当月末迄に翌月分前納)
内訳: 税率 10% 駐車料 (税抜) 8,000 円
消費税額等 800 円

(特約) 2か月超滞納のときは無催告で契約解除

(特約) 契約期間中に消費税率が変更された場合、法律が適用される月から変更後の税率を適用し、賃料の改定を行うものとする

振込先 山梨中央銀行 本店営業部 普通預金 188674 甲府カトリック教会
振込依頼人氏名の後ろに駐車場番号を付けて下さい 例) ヤマダタロウ 48

4. 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(特約) 賃貸人又は賃借人の申し出無きときは1年間の自動更新

5. 損害賠償 駐車場施設に対し損害を与えたときは賃借人が損害を負担
車両相互間の損害負担に対しては当事者同士での協議による
天災・火災・盗難等施設内での災害、損害に対し賃貸人の賠償義務なし

6. 禁止事項 賃借権譲渡及び無断転貸禁止
駐車以外の目的での使用禁止

7. 解 約 賃貸人の14日前までの予告で解約が可能

8. 使用制限 教会行事による使用制限日時
毎週日曜日 8時～18時 (但し13時以降空いていれば駐車可能)
1月1日 8時～18時 (但し13時以降空いていれば駐車可能)
12月24日 18時から22時

その他 土曜日午後又は平日18時以降で空車の場合、葬儀等での教会の利用をご承認下さい(年間数回)。この時「臨時駐車場」の看板を設置します。

9. SMS 連絡 契約者は、本契約の管理に必要な連絡をSMSで受け取ることに同意します
(以上)

内容の補足説明

1. 使用制限について

本駐車場は宗教法人の性質上教会の儀式を優先し、その他の時間帯を利用者様にお使いいただく契約となっており、利用額もこのことを考慮した設定となっています。

具体的には以下の日時について教会の儀式参加者の使用を優先し、契約者様の使用を制限いたします。

「契約条項 8. 使用制限」

- ① 日曜（午前）
- ② 12月24日(夜半)
- ③ 1月1日(午前)

その他として、期日を指定できないような儀式については次のように定めます。

（頻度としては年間を通して数回程度です）

土曜日午後又は平日 18 時以降で空車の場合、儀式等での教会の短時間使用をご承認下さい。この時は「臨時駐車場」の看板を設置します。これは、主に

- ・復活祭(春分日以降の最初の満月の次の日曜日)前の 3 日間の夜半(毎年 3 月下旬から 4 月下旬の間)
- ・通夜・葬儀

この場合、通常と区別するため駐車場入口に「甲府カトリック教会臨時駐車場」の看板を設置いたします。この時間内に契約者様が駐車する場合、契約番号に関係なく空きスペースへ駐車して下さい。この事をご承認頂くことを契約の前提条件とします。

又、泊を伴う個人的な旅行、出張などで日曜日を挟んだ駐車が必要な場合、その旨のご連絡（080-3248-0681）をいただければ、「使用制限」の限りではありません。柔軟に対応いたします。無断で放置しないで下さい。

2. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関して

本契約書は、インボイス制度に対応した適格請求書としての要件を満たしており、記載された登録番号により仕入税額控除の対象となります。よって毎月の賃料のお支払いにつきましてご請求書、領収書は原則として発行いたしておりませんのでご承知おきください。

3. SMS による連絡について

契約期間満了、更新確認、賃料の入金確認その他駐車場の管理運営に必要な連絡を、申込時に届け出た携帯電話番号宛てに SMS でお送りする場合があります。広告・宣伝を目的とした SMS は送信しません。

何とぞよろしくお願いいたします。

甲府カトリック教会
駐車場管理委員会